国 地 契 第 4 4 号 国官技第 1 0 2 号 国 営 計 第 6 1 号 平成 1 7 年 8 月 2 9 日

各地方整備局総務部長あて 各地方整備局企画部長あて 各地方整備局営繕部長あて

> 大臣官房地方課長 大臣官房官庁営繕部計画課長

指名業者名の事後公表の推進について(通知)

指名業者名の事後公表の試行については、平成14年7月1日付け国地契第25号、国官技第75号、国営計第45号(以下「旧通知」という。)をもって、地方整備局所掌の工事の一部を対象に試行してきたところである。

今般、国土交通省入札談合再発防止対策検討委員会において、平成17年7月29日付けで「入札談合の再発防止対策について」が取りまとめられ、平成17年8月12日付け国官地第21号をもって事務次官から各地方整備局長等あて通知されたところであるが、その具体的措置として、指名業者名の事後公表の推進が掲げられたことを踏まえ、下記のとおり試行を実施することとしたので、遺憾のなきよう措置されたい。

なお、旧通知は、廃止する。

記

1 対象入札

地方整備局ごとに、平成17年4月1日以降に行う全入札件数の少なくともおおむね5割において、入札参加者名が事後公表となるよう、指名業者名の事後公表の試行を拡大すること。

なお、入札談合の再発防止の観点から、この試行割合をさらに拡大することは差し支えない。

2 事後公表に係る公表の内容

「工事における入札及び契約の過程並びに契約の内容等に係る情報の公表について」(平成13年3月30日付け国官会第1429号、国官地第26号。以下「情報公表通知」という。)の別紙3I(3)のうち、次に掲げる事項

- ① 指名業者名及び指名の理由
- ② 公募型指名競争入札に付した場合における次に掲げる事項
 - イ)技術資料を提出した業者名
 - ロ) 指名されなかった業者名
 - ハ) 指名されなかった理由

3 公表時期

落札者決定後又は契約の相手方及び契約金額の決定後、速やかに2の①及び② に掲げる事項を公表すること。

4 公表方法等

公表の方法、場所及び期間については、情報公表通知の規定に基づき実施すること。

5 試行対象工事の明示等

- (1)本通知に基づく試行対象工事については、公募型指名競争入札にあっては技 術資料の収集に係る掲示において、工事希望型指名競争入札にあっては技術資 料の提出を求める際に送付する資料において、公募型指名競争入札及び工事希 望型指名競争入札以外の指名競争入札にあっては指名通知書において、指名業 者名の事後公表の試行対象工事である旨を明示すること。
- (2)本通知に基づく試行対象工事に係る対象工事名、入札年月日、工事種別及び対象工事(○等級)については、情報公表通知様式3(2の②に掲げる事項について空欄としたものに限る。)及び標準様式例7(対象業者数並びに評価表中業者名(匿名)及び業者別評価項目別の評価について空欄としたものに限る。)、その他適宜の様式を用いて、指名通知後に速やかに公表すること。
- (3)本通知に基づく試行対象工事における苦情申立ての期間については、「工事等における入札・契約の過程に係る苦情処理の手続について」(平成13年3月30日付け国官会第1430号、国官地第28号)の記第2の3(1)中「指名業者名の公表を行った日」を、「「指名業者の事後公表の推進について」(平成17年8月29日付け国地契第44号、国官技第102号、国営計第61号)の記5(2)の公表を行った日」と読み替えて適用することとすること。

6 建設コンサルタント業務等における取扱い

建設コンサルタント業務等における競争入札の指名業者名及びプロポーザル方式の選定業者名についても、1から5までに準じて事後公表の試行を行うこと。この場合においては、「建設コンサルタント業務等における入札及び契約の過程並びに契約の内容等に係る情報の公表について」(平成14年9月5日付け国官会第1211号、国官地第34号)の別紙3I(2)①及び②並びに(3)①及び②に掲げる事項を本試行の対象とすること。

7 試行結果について

試行結果については本省において検証し、問題がなければ速やかに事後公表に 移行することとしていること。この場合においては、改めて本省から通知するこ ととしていること。

8 適用時期

平成17年4月1日以降に入札手続を開始する全入札について、当分の間適用すること。